

社協への寄附は、『**税額控除制度**』の適用を受けることができます。

社会福祉法人糸島市社会福祉協議会

「**税額控除**」とは、所得税額から一定の金額を控除する制度です。

個人が本会に寄附した場合、①所得控除制度に加え、②税額控除制度が導入され、確定申告の際に寄附者（納税者）がどちらかを選択できるようになりました。（租税特別措置法第41条の18の3）

- ① 所得控除では、所得から所得控除額を差し引いた後に税率（高所得者ほど税率が高くなる）をかけて税額を算出します。
- ② 税額控除では、税率に関係なく税額から税額控除額を直接差し引きます。  
このため、小口の寄附でも、所得控除と比較してほとんどの場合、税額控除の方が減税効果が大きくなります。

例 寄附金 50,000 円（所得税率が 20%の寄附者の場合）  
一律 2,000 円を寄付金額から差し引きます。

#### 【所得税】

- ① 所得控除の場合

所得税  $(50,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 20\% \times 1.021 = 9,800 \text{ 円}$

- ② 税額控除の場合

所得税額の 25%が限度となりますが、「寄附金額から 2,000 円を控除した額の 40%」が所得税額から控除されます。

所得税  $(50,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\% = 19,200 \text{ 円}$

#### 【住民税】

住民税  $(50,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 10\% = 4,800 \text{ 円}$

※ **確定申告が必要です。**

糸島市社会福祉協議会では、地域での福祉活動の推進に必要な財源として、みなさまからの寄附金を受け付けています。

（糸島市社協 HP に寄附申請書の様式がダウンロードできます。）

問い合わせ先 糸島市社会福祉協議会 経営管理課 TEL 3 2 4 - 1 6 6 0